

車いすの貸し出しについて



1, 使用料は無料です。

2, 返却日は必ず守ってください。

返却時間は8時30分～17時15分までとします。ただし休業日(土日祝、年末年始)は除きます。

3, 利用の延長を希望する場合には必ずご連絡ください。 (最長使用期間1ヶ月)

4, 使用備品を破損等した場合は、社会福祉協議会に報告し、責任をもって修理などの原型復旧をしていただきます。

5, 貸出した車椅子によって生じた交通事故、誤認操作などによる転倒等いかなる事故があっても利用者の自己責任とし、本会は一切の責任を負いません。

